

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで

私は、申立期間において、A社B営業所に所長として勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低い額で記録されていることが分かった。申立期間に給与が下がったことは無かったので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所において申立人が加入していたC社厚生年金基金の加入記録を管理している団体から提出された資料により、申立人の申立期間の報酬給与が34万円と記録されていることが確認できる上、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額と当該資料の報酬給与額は申立期間を除き全て一致している。

また、申立人から提出された申立人のA社における職員名簿の写しにより、申立人は、申立期間において、A社のB営業所長であること及び給与額が減額されていないことが確認できる上、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「申立人は営業所長であり、申立期間も職務に変化は無く、休職等も無かった。」と回答しているほか、申立期間においてA社B営業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者の申立期間及びその前後の期間に係る標準報酬月額の推移を見ると、申立人の標準報酬月額のみが前年度よりも下がっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「申立人の申立期間前後の標準報酬月

額を考慮すると、社会保険事務所での審査・入力誤りによるものである可能性を否定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額を32万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日

A社（現在は、B社）から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る賞与支給明細書及びB社が社会保険等事務を委託している社会保険労務士事務所から提出された平成17年12月分賞与一覧表の写しにより、申立人は、申立期間において、32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から49年3月まで
昭和49年に結婚した後、妻がA町役場（現在は、B市C支所）において、私の国民年金の加入記録を確認したときに保険料の未納期間があることが分かった。その際、A町役場の国民年金担当者に、「未納分については全て納付することができる。」と言われ、A町役場で私の未納分の国民年金保険料の納付書を作成してもらったが、「未納分の国民年金保険料は、A町役場では納付できない。」と言われ、後日、妻が郵便局で2、3回に分けて納付した。当時の領収書等は残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いのないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年1月に婚姻した後に、妻が国民年金保険料の未納期間に係る納付書をA町役場で作成してもらい、2、3回に分けて郵便局で納付した。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和46年9月14日に払い出されており、申立人が保険料を納付したとする49年1月頃は第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで実施）に該当するため、特例納付及び過年度納付により申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、仮に、申立期間に係る保険料を納付した場合、その保険料は、当時としては相当の額になると考えられるが、申立人及びその妻共に、申立期間に係る納付額、納付書の形状、納付した時期、分割納付した期間等に関して記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、B市に確認しても、「昭和49年当時、A町役場が国民年金保険料の過年度納付及び特例納付に係る納付書を取り扱っていたかは不明である。」としている上、申立人の妻が保険料を納付したとする郵便局も、「昭和49年から56年頃までの国庫金（国民年金保険料）の取扱いについては不明である。」としており、申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付及び特例納付の取扱状況について確認することができなかった。

さらに、B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納となっており、当該記録は、オンライン記録と一致している上、いずれも不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらないほか、特例納付が行われた場合に作成され、マイクロフィルム化されて保存されている国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が申立人には存在しない。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立人及びその妻が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 5 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 62 年 9 月 1 日から平成 5 年 2 月 28 日まで A 社に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間には、30 万円以上の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を、実際の支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の回答により、申立期間の申立人の給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であったものと推認される。

しかし、A 社の元事業主は、「当時、社員の給与は、固定給と歩合給を合計した額を支給していたが、標準報酬月額は、固定給のみで社会保険事務所（当時）に届け、その標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している上、オンライン記録によると、申立期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるほとんどの者の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額、又はそれよりも低額であることが確認できる。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者

に事情を聴取しても、申立期間において、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 7 日から 55 年 6 月 3 日まで

私は、昭和 52 年 2 月から A 市が所管している B 事業所に勤務しており、申立期間の後半は、C 社にも勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の記録が確認できなかった。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所の業務を管掌している A 市から提出された在籍証明書により、申立人が、昭和 52 年 2 月 6 日から同年 5 月 31 日までの期間及び 55 年 4 月 1 日から 56 年 5 月 31 日までの期間は嘱託員として、52 年 6 月 1 日から 53 年 3 月 31 日までの期間は正規職員として、B 事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、B 事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 4 年 4 月 1 日であることが確認できる上、A 市は、「申立期間当時、正規職員は共済年金、非常勤職員は国民年金に加入することになっていた。」としていることから、申立人は、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者とはなれなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、申立人が正規職員として勤務していたことが確認できる昭和 52 年 6 月 1 日から 53 年 3 月 31 日までの期間については、A 市は、「そのときは、申立人は共済年金に加入していた。B 事業所は、平成 20 年以前は、独自の共済年金に加入しており、別の共済組合に移管された際に、申立人の記録が漏れていたようである。現在、移管手続中で

ある。」と回答している。

さらに、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの期間については、前述の在籍証明書により、申立人が B 事業所に在籍していたことが確認できないところ、申立人自身が、「当時は、大学院生であり、B 事業所ではアルバイト程度の勤務であったことから、在籍はしていなかったと思う。」としている。

加えて、オンライン記録により、申立人が申立期間の後半に勤務していたとする C 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は確認できない上、当該事業所は、「申立人の在籍は確認できない。当社が保管している当時の厚生年金保険の関係資料を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月20日から同年9月1日まで
② 昭和41年10月7日から42年2月1日まで
③ 昭和45年7月1日から同年11月1日まで

私は、昭和37年1月から41年10月までA社のB丸とC丸に、同年10月から42年5月までD社のE丸に、45年7月から47年12月までF社のG丸にそれぞれ乗船していたが、申立期間における船員保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、申立期間①において、当該船舶所有者の船舶に乗っていたことを特定することができない。

また、A社の事業主の子は、「A社が所有する船を運航させていたH社は、既に事業を行っていない上、当時の資料も無いので船員保険及び保険料に関することは分からない。」としている上、当該船舶所有者及び申立人が覚えている同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている記録以外に申立人に係る被保険者記録は確認できない上、申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）においても、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

申立期間②については、申立期間②及びその前後の期間において、D社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者のうちの二人の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、少なくとも申立期間②の一部において、D社のE丸に乗船していたものと推認される。

しかし、前述の申立人がD社のI丸に乗船していたことを覚えている二人は、いずれも、D社のI丸に乗船した時期と被保険者資格取得日は一致していない旨述べている上、当該二人のうち一人は、「私は、以前の勤務先を辞めた昭和41年10月又は11月頃からI丸に乗船していた。」としているところ、D社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録により、その者は、申立人と同じ昭和42年2月1日にD社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、D社は、申立期間②当時、必ずしも全ての船員を乗船後すぐに船員保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、D社が船員保険を適用されなくなった時期は不明であるものの、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主及び役員は死亡している上、D社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（前述の二人を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、F社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者の回答により、申立人は、申立期間③において、F社のG丸に乗船していたものと推認される。

しかし、船員保険船舶所有者名簿により、F社は、昭和45年11月1日に初めて船員保険を適用されたことが確認できる上、申立人がF社の関連会社であったとしているJ社が初めて船員保険を適用されたのは、オンライン記録により、46年3月1日であることが確認できることから、申立人は、申立期間③においては、いずれの船舶所有者においても船員保険の被保険者とはなれなかったものと考えられる。

また、前述の事情を聴取できた者は、「私は、昭和45年6月からF社に勤務していたが、私がF社において船員保険に加入したのは同年11月からであり、それ以前は、船員保険料は控除されていなかったと思う。」としている上、申立期間③当時のF社の事業主及び役員は死亡等により事情を聴取することができないほか、F社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 7 月 15 日から 59 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に基づく標準報酬月額より低い額となっていることが分かった。

申立期間に給与が減額されたことは一度も無いので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A 社に社会保険関係事務を含む経理責任者として勤務していたが、申立期間に給与が下がったことは一度も無い。」と主張しているが、B 社は、「申立期間は、既に経営が良くなかった時期である。」としている上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる 10 人のうち、昭和 54 年 10 月 1 日付けで 4 人（申立人を含む。）、55 年 10 月 1 日付けで 3 人及び 56 年 10 月 1 日付けで 1 人の標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、A 社に係る申立人の被保険者原票により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B 社は、「申立期間当時の資料が無いので、申立人の給与額及び保険料控除額は不明である。」としており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）C 支社に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額が、昭和 38 年 10 月から 39 年 7 月までの期間は 2 万 6,000 円となっているのに、同年 8 月から 40 年 3 月までの期間は 2 万円となっている。

勤務していた期間に、給与が下がったことは無いので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、「当時の給与の支給額は覚えていないが、給与が下がったことは無い。」としているが、A 社 C 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和 39 年 8 月 1 日付けで標準報酬月額が改定されている 14 人のうち、12 人（申立人を含む。）の標準報酬月額が 2 等級以上下がっていることが確認でき、A 社 C 支社以外の本社及び複数の支社においても、同年 8 月 1 日付けの改定で、標準報酬月額が 2 等級以上下がっている者が複数確認できる。

また、A 社 C 支社に係る申立人の被保険者原票により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B 社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の給与額及び保険料控除額は不明である。」としており、申立期間における申立人の

報酬月額が申立人が主張する報酬月額であったこと及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 3 月 10 日まで
A 社会保険事務所（当時）の訪問調査を受け、私の年金記録が遡って引き下げられていることが分かった。申立期間当時、私は、B 社の代表取締役であり、会社の経営が厳しかったので、途中、報酬を 50 万円から 30 万円に引き下げたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 30 万円よりも低い金額となっていることに納得できない。
申立期間の標準報酬月額を引き下げられる前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 3 月 11 日）と同日付けで、申立人の平成 9 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に、同年 11 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、B 社に係る商業（閉鎖）登記簿謄本及び申立人の主張によると、申立人は、申立期間を含め遡及訂正処理をされた平成 10 年 3 月 11 日の時点において、B 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 10 年頃に、社会保険料を 100 万円ほど滞納していたことから、A 社会保険事務所から呼出しがあり、私の妻と事務員と一緒に A 社会保険事務所に出向いて、滞納保険料についての話し合いを行った。」としている上、一緒に同行した事務員も、「滞納保険料の話し合いを行い、社会保険をやめることになった。その後、事業主から従業員に一時的に社会保険に加入しない旨の説明があった。」としていることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一

切の関与も無しに、無断で申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月30日から36年4月1日まで
私は、昭和32年後半か33年頃からA社に勤務し、35年10月30日から36年3月末まで、事業主が同じであるB社に出向の形で派遣され、同年4月1日からはB社の従業員として同年5月31日まで勤務していた。出向していた期間の給与は、出向元のA社から支給され、健康保険証も使用していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が、「申立人は、B社の創設のために、A社からB社に派遣されていた。そのときの申立人の給与は、A社から支給されていたと思う。」としている上、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（昭和36年4月1日資格取得）の備考欄に「昭和33年2月C県A社D市E町」との記載があることを踏まえると、申立人は、申立期間において、A社からB社に出向し、A社から給与が支給されていたものと推認される。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役及び役員は既に死亡又は所在不明である上、申立期間当時の事務担当者及び前述のA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者も、「申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を見ても、当該被保険者名簿及び当該原票により確認できる申立人の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間及びその前後の期間において、既に確認されている記録以外に申立人の記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から25年12月まで

私は、申立期間において、A社が所有する船舶に乗っていた。

社会保険事務所（当時）に船員保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が確認できないとの回答であった。申立期間当時、船員手帳を交付された覚えは無いが、申立期間に乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚1人を含む。）の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、当該船舶所有者が所有する船舶に乗っていたものと推認されるものの、当該複数の同僚も、申立人が当該船舶所有者が所有する船舶に乗っていた期間までは覚えていないことから、申立人が、当該船舶所有者が所有する船舶に乗っていた期間を特定することができない。

また、申立人は、B港を基地とする船団の船舶に乗っていた旨述べているところ、別の基地で、A社に係る船員保険関係の事務を担当していたとする者は、「当時、船員保険には、船員手帳を持っている者などの一部の者しか加入させていなかったと思う。」としている上、当該船舶所有者に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、当該船舶所有者は、所有する船舶の乗組員全員を船員保険に加入させていたわけではなかった旨述べているほか、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人が覚えている同僚5人のうち、4人の氏名は確認できないことから、当該船舶所有者は、申立期間当時、必ずしも全ての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

さらに、A社は、既に船員保険を適用されなくなっており、事業主も死亡していることから、事情を聴取することができない上、当該船舶所有者に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）及びA社に係る被保険者名簿を見ても、当該船舶所有者に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月30日から同年8月5日まで
② 昭和37年8月5日から同年11月12日まで
③ 昭和44年10月28日から同年12月1日まで

私は、申立期間①については、A社が所有するB丸に、申立期間②については、C社が所有するD丸に、申立期間③については、E社が所有するF丸に船長として乗っていたのに、船員保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「A社とその後に勤務したG社及びC社は同じ系列の事業所であり、昭和32年8月から37年11月までの期間に、それぞれの事業所が所有する船舶に乗り換えたが、途中で辞めたことは無い。」としているが、A社及びG社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①及びその前後の期間における船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が覚えている同僚以外に申立人を覚えている者がおらず、申立人が覚えている同僚も申立人の勤務期間までは覚えていないことから、申立人が、A社又はG社が所有する船舶に乗っていた期間を特定できない上、C社に係る被保険者名簿により、申立期間②における被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、C社が所有する船舶に乗っていた期間も特定できない。

また、A社は、既に船員保険を適用されなくなっており、A社の関連会社であるC社は、「当社はA社の資料を引き継いでいるが、申立期間①当

時のA社の資料は無く、申立人の在籍期間及び船員保険料の控除について確認できない。また、申立期間②当時の当社の資料も無く、申立人の在籍期間及び船員保険料の控除について確認できない。」としており、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

さらに、申立期間③については、申立人は、「E社が所有するF丸から次のH社が所有する船舶にはすぐには乗り換えたので、1か月間も空白期間は無かった。」としているが、E社に係る被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる者は、「申立人は、私がF丸を下船した昭和44年10月26日まで船長として同じ船に乗っていた。私の船員手帳では、F丸の船長名が、雇止めの際に別の船長名に変更されている。」としている。

加えて、E社は既に船員保険を適用されなくなっており、申立期間③当時、E社の代表取締役であった者は、「当時の資料は残っていないので、申立人の在籍期間及び船員保険料の控除について確認できない。」としており、申立人の申立期間③に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 8 月 3 日まで

私は、昭和 16 年 4 月から 20 年 8 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A 社に昭和 16 年 4 月に入社したと思う。」としているが、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の勤務期間が特定できない。

また、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同じ時期に A 社に入社したとする二人の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同じ昭和 17 年 8 月 3 日と記載されていることが確認できる上、申立人と同じ同年 8 月 3 日に A 社に係る被保険者資格を取得している複数の者に事情を聴取したところ、申立人と同じ時期に A 社に入社したとする者のほかに申立人とは別の時期に A 社に入社したとする者もあり、当該複数の者が A 社に入社した時期は一致していない可能性がうかがえることから、事情は不明であるが、A 社は、同年 8 月 3 日以前から A 社に勤務していた者を、同日にまとめて厚生年金保険に加入させた可能性がある。

さらに、A 社に係る被保険者名簿を見ても、当該被保険者名簿により確認できる申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致しており、申立期間及びその前後の期間において、既に確認されている記録以外に申立人の

記録は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）においても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、A社の事業を継承しているB社は、「当時、数万人の従業員がいたが、当社が保管している従業員の年金記録簿は1万人分ぐらいであり、当該記録簿において申立人の氏名は確認できない。」と回答している上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 802 (事案 552 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 17 日から同年 9 月 4 日まで

私は、申立期間において、A社のB丸の船員として勤務していたのに、船員保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 4 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私が所持している乗船履歴証明書では、申立期間においてB丸に乗船しているのに、申立期間が船員保険被保険者期間と認められなかったことに納得できない。

新たに申立期間の一部期間に入院したときに看病してくれた者（申立人の姉）とB丸と一緒に乗船していた者を思い出したので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された昭和 45 年に当時の運輸省船員局長が証明した乗船履歴証明書では申立人が申立期間に乗船していたことが確認できない上、申立期間においてA社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが特定できないほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社のB丸に乗船していたとき、病院に入院した際に看病した者（申立人の姉）及び当該船舶と一緒に乗っていた者を思い出し

たとして申し立てているが、申立人の姉は、「病院名までは覚えていないが、申立人は、昭和 36 年 6 月頃入院したと思う。しかし、そのとき、申立人がどこの船に乗っていたのかは分からない。」としている上、申立人が新たに思い出したとする同僚は、オンライン記録により、申立期間を含む昭和 31 年 7 月 23 日から 37 年 7 月 2 日までの期間において A 社に係る被保険者記録は確認できるものの、その者の所在は不明であり、事情を聴取することができなかった。

また、今回、新たに申立期間の前後の期間に A 社に係る被保険者記録が確認できた複数の者に事情を聴取しても、申立人が申立期間に B 丸に乗船していたこと、及び申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 803 (事案 552 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 22 日から 32 年 8 月 7 日まで

私は、申立期間において、A社のB丸に乗船していたのに、船員保険ではなく、厚生年金保険の被保険者となっていることに納得できないので、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 4 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、A社における厚生年金保険被保険者期間に船員としてB丸に乗船していたことは間違いない。

新たにB丸の船員として一緒に勤務していた者の船員手帳の写しを提出するので申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る厚生年金保険又は船員保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人がB丸の船員として勤務していた期間を特定できない上、B丸に乗船していた全ての船員が船員保険に加入していた事実をうかがわせる回答を得ることはできなかったほか、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、A社は何らかの事情により本船に乗っていた船員を含む一部の船員を厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たにA社における同僚の氏名を挙げ、その者の申立期間を含む期間に係る船員手帳の写しを提出し、「私は、今回、新たに氏名を挙げた同僚と一緒にB丸に乗船していたので、船員保険に加入してい

るはずである。」として申し立てているが、当該同僚は、「私は、継続してB丸に乗船していたが、申立人は、B丸に乗船していた期間はあるが、他の船舶にも乗船しており、B丸には継続して乗船していなかったと思う。申立人の給与から船員保険料が控除されていたかは知らない。」としてい
ることから、申立人がB丸に乗船していた期間を特定できず、事業主により申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。